

令和5年2月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時54分

場所 第5委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
宮崎吾一副委員長
石川誠司委員、横川雅也委員、荒木裕介委員、齊藤正明委員、
平松大佑委員、石川忠義委員、権守幸男委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
板東博之産業労働部長、山野隆子産業労働部雇用労働局長
野尻一敏産業労働部副部長、竹内康樹産業労働政策課長、
小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、神野真邦産業支援課長、
荏原美恵先端産業課長、秋山純企業立地課長、村井秀成次世代産業幹、
高橋利維経済対策幹、横内治金融課長、島田守観光課長、
田口修雇用労働課長、安部里佳人材活躍支援課長、
佐々木亨多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、
伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
北島通次公営企業管理者、金子勉企業局長、高橋伸保水道部長、
吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、
加藤政寿水道企画課長、鈴木喜弘水道管理課長、野口清隆主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第28号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第29号	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第40号	財産の処分について（圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地（B-1区画））	原案可決
第41号	財産の処分について（圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地（C区画））	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち産業労働部関係及び企業局関係	原案可決
第65号	令和4年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

第66号	令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第67号	令和4年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）	原案可決

報告事項

なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

横川委員

- 1 第28号議案の埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例について、そもそも、利用者属性を調査しているのか。施設自体が県南の川口市にあることもあり、県内の事業者からもう少し近くにあればという声も聞く。西北部などの事業者の利用もあるのか。
- 2 利用者属性の調査を踏まえ、例えば現在の1か所だけではなく、今後、県内の他の場所にも産業技術総合センターを広げていく検討はされているのか。
- 3 第54号議案の令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）について、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」の用地の取得は順調に進んでいるのか、現況はどうか。
- 4 第40号及び第41号議案の財産の処分について、立地事業者の選定の際には、地域への貢献の要素も審査の基準となっていると思われるが、今回の相手方の2事業者については、具体的にどのような地域貢献が見込めているのか。
- 5 こうした事業、開発は、財産処分をして終わりではなく、新たな事業者の進出により、そこで働く方が流入することなどに伴い、近隣への影響が生じ、アクセス道路の整備などが必要になる場合があるが、対応は後手に回りがちである。農大跡地周辺の道路整備について、安全対策として横断歩道や信号機の設置など、県土整備部や都市整備部など他部局との調整を行っているのか。

産業支援課長

- 1 機器開放や依頼試験の利用申込みにおいて、所在地、業種を調べている。利用企業の地域については、県南が一番高く約28%、県東部が17%、県西部9%、県北部3%となっている。
- 2 複数設置についてであるが、現在、川口市の本所のほか、熊谷市に北部研究所を設置している。北部研究所は、食品関係を重点的に設置しており、そのほかにも万能材料試験機等の機械金属関係の装置も設置している。試験研究機器が高度化し高価になっていることもあり、複数の施設を維持することは難しく、今のところはこれ以上の設置は考えていない。

次世代産業幹

- 3 「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」の用地の取得については、令和2年度から用地買収に精通した土地開発公社に委託している。対象エリアの約7割が開発に時間を要する農業振興地域の農用地であったため、農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の手續と並行し、それ以外の土地を早めに取得するなど、令和6年度の着工に間に合うよう用地買収を進めている。今年度は、農林部と連携して農振除外の手續を進め、令和4年12月21日に農振除外が完了したため、本年1月以降は契約締結を本格的に進めている。買収の進捗率は、本年2月末時点の面積ベースで44.6%である。
- 4 今回の立地予定事業者は、地域に貢献することも条件として選定している。B-1区画の処分の相手方である鈴茂器工株式会社は、寿司やご飯盛り付けロボット等に関して高い技術水準をもっており、食に関わる産業全体のスマート化を進めるリーディングカ

ンパニーとして牽引していくことが期待できる。C区画の日本光電工業株式会社は、生体情報モニター生産やAED本体の国内シェア1位で、生体情報を取得・分析するセンサの技術など世界レベルで評価される技術力を有しており、新工場で新たに研究する医療用電子機器センサ類などの消耗品製造のためのオートメーション技術の創出により地域社会のスマート化に貢献することが期待できる。

- 5 農大跡地の開発に際し、平成27年度に鶴ヶ島市が実施した交通量調査をベースとして、平成29年度に「(仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区交通量推計調査」を実施するなどして、農大跡地周辺の道路について必要な検討を行った。この中で交差点交通解析など調査を実施し、開発事業として必要な手続は踏んでいるが、ロボティクスセンターの整備に当たっても、引き続き他部局や道路管理者、県警察との十分な調整を図っていく。

横川委員

- 1 埼玉県産業技術総合センターについて、利用者属性としては、やはり近隣の事業者の割合が多い。これ以上の拠点は難しいということだが、センターの設置場所によって利用者の属性が変わってきてしまう。利用者の立地属性による偏りを埋める手法があるのか。
- 2 立地予定企業の地域貢献に関する質問について、先ほどの答弁は、企業の持つ技術と社会への貢献性に関するものであったと理解している。鶴ヶ島市やその周辺地域など、立地する当該地域への貢献についてはどのようなものがあるのか。

産業支援課長

- 1 公設試験場は埼玉県に2か所あるが、近隣都県もそれぞれ有している。群馬県を除く近隣都県及び埼玉県には、他県の利用者に対する割増料金がなく、お互いが利用企業を紹介し合うような状況となっている。川口市は、都内に近く、利用者の4割は県外から来ている。逆に、県西部の企業は、東京都の多摩テクノプラザを利用することもある。また、国では、それぞれの試験場が保有している機器を一括検索できるサイトを設けており、利用者は自ら調べ、条件に合う試験場を利用している。我々も相談を受けた際には、条件に合った試験場を紹介し、利用者が一番望む形になるように対応している。

次世代産業幹

- 2 今回予定している各社が立地することにより、県内企業の既存サプライチェーンとの取引拡大だけでなく、工場の自動化やロボット、ドローンの開発等を進めることで、ロボット開発企業の取引先への参入や地元のものづくり企業のロボット産業への参入などが期待できる。また、それぞれの事業者が、コンパクト・スマート・レジリエントの要素を踏まえた持続可能なまちづくりの推進につながる地元貢献の取組を検討しており、県や地元市と協議しながら具体化できる取組をより多く進めていただくようにしていきたい。具体的には、施設の地域開放、子供向けセミナー開催、住民参加の実証実験実施、地元農産物を活用した地産地消を推進する社員食堂、地元産材を使用した建設、災害時の避難場所や物資の提供、エネルギー融通などの提案がされている。

横川委員

県内事業者の他都県の利用状況について、委員会として資料提供を求める。

権守委員

- 1 財産の処分について、B-1、B-2、B-3、C区画の売却先企業が決定したとのことであったが、区画ごとに何社程度の申込みがあったのか。また、申込みがあったのはどのような業種の企業からであったのか。
- 2 募集要項を見ると、基準単価が定められており、条件によって2種類の金額となっているが、どのような基準で単価を設定したのか。
- 3 最終的に算定単価よりも高く売れたのかどうか。

次世代産業幹

- 1 4社から申込みがあり、いずれも製造業で、医療と食品などに関する企業である。
- 2 令和4年4月1日時点の土地鑑定評価を参考に最低分譲単価を定めた。単価の違いについては、接道の違いによるものである。接道が2本より3本の方が土地の効用が上がるため、接道が2本になる場合は66,500円、3本になる場合は67,200円と、異なる単価を設定したものである。
- 3 単価は公募における最低価格であり、当初の見込み額よりも全て売却価格は上回っていたため、その額を補正予算で計上している。

権守委員

- 1 区画に1社ずつ応募があったということか。

次世代産業幹

全体で応募が4事業者あり、その4社に4区画を割り振った。区画単位で競合があり、審査で割り振ったところもある。

山根委員

- 1 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例について、調べたところによると、高精度万能材料試験機には様々な規模のものがある。今回導入する高精度万能材料試験機の規模は需要に合っているのか。どのように選定したのか。
- 2 老朽化や利用実績がなくなったことにより、一部の機器を廃止することだが、廃止するだけなのか、それとも、これに代わる機能を持つ機器の導入を検討しているのか。
- 3 中心市街地等商店街活性化促進事業費で商店街DX推進事業が大きく減額になった理由は何か。

産業支援課長

- 1 より大きな荷重の装置を持っている県もあり、建築材などの試験で使用されている。埼玉県では今回導入する機械以上の荷重の試験は年に数件しか問合せがないため、今回の装置の規模で99%カバーできている。また、大は小を兼ねるわけではなく、荷重が大きくなると精度が落ちてしまう。企業から持ち込まれる案件に対し、一番精度が高く測定できる装置として、この機種を選定した。
- 2 廃止機器は、近年8年ないし10年利用希望がなかったものである。仮に利用希望が出てきた場合、同じ試験を他の機器で対応できるものもある。例えば、レオメータは、クリープ試験機で対応できる。県で対応できないものは、近隣の公設試験場等を紹介することで対応している。

商業・サービス産業支援課長

- 3 今年度、商店街のDX推進を図る第一歩としてキャッシュレス化を進めるため、新たにキャッシュレス端末等の購入を行う商店街等へ補助を行った。年度当初から全商店街を対象に直接職員が働き掛けを行ったが、導入に至らなかったところが多かった。また、決済代行業者による無料キャンペーンを利用し端末を導入するなど、補助金の活用に至らなかったところもあった。そのほか、商店街訪問を通じて、現金決済で問題を感じていないこと、手数料負担が大きいことなども課題として挙げられた。

秋山委員

- 1 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例について、使用料・手数料の積算基準はどうなっているのか。
- 2 現在保有している機器の更新計画は立てているのか。

産業支援課長

- 1 使用料は、減価償却費、メンテナンス費用、光熱水費などから1時間当たりの料金を算出している。手数料は、これに加えて試験を行う職員の人件費を入れて算出している。
- 2 企業が利用に来たときの要望や、機器の老朽化度合なども踏まえ、産業技術総合センター機器整備委員会において更新計画を立てている。

石川（忠）委員

- 1 中小企業高度人材支援事業費のうち、県内企業デジタル人材確保支援事業の減額の理由と今年度の実績はどうか。
- 2 資料4の7ページ、中心市街地等商店街活性化促進事業費の減額の理由と実績はどうか。

雇用労働課長

- 1 本事業は、民間職業紹介事業者を通じてデジタル人材を確保しようとする県内企業に、人材紹介手数料の一部を補助するものである。今回の減額の大半は、補助金を6,000万円減額したことによるものである。減額に至った理由であるが、予算を積算する際、経済産業省の資料を参考にDX人材の年収を1,000万円と想定し、人材1名当りの上限額を150万円に設定していた。しかし、実際の申請では年収が平均600万円程度、1人当たりの補助金額が約90万円であったために差額を減額したものである。今年度の実績であるが、1月末現在で70件の申請について交付決定しており、金額は総額4,939万円である。実績は年度末に向け、想定している100件に近づくものと考えている。

商業・サービス産業支援課長

- 2 減額補正のうち、商店街・まちなか活性化支援事業の減額の主な内容は、国庫補助事業である地域商業機能複合化推進事業補助金について、国に2件申請したものの、計画の熟度が低いなどの理由で不採択となったことであり、これにより4,400万円ほどの減額に至った。商店街DX推進事業については、端末購入に対する補助実績が49店舗、約127万2,000円の実績であった。

石川（忠）委員

商店街DX推進事業について、埼玉県は商店街自体が減っており小規模な商店街が増えている。そうした中でキャッシュレス導入率9割以上、10店舗以上という補助の条件はハードルが高かった印象であるが、どう考えるのか。

商業・サービス産業支援課長

商店街に訪問し現場の声を聴いた中では、現金決済で問題ない、手数料負担が大きいといった声の方が多く、補助の条件のハードルが高かったとは考えていない。

齊藤委員

昨年度の予算特別委員会で宮崎委員がこの商店街DX推進事業について質問しており、3,000店舗超を補助対象としているとのことであった。消化率がこれだけ低いのは予算組みが甘く、事前に商工団体にリサーチしておけばこうならなかったのではないか。また、商店街は高齢化してDXへの対応が難しく、手数料がかかる、後継者不在などの課題もある。県が良い事業を行っても対応できる人が商店街側にいないと価値がなくなる。このまま継続するのは難しいと考えるが、この事業計画に対する答弁を求める。

商業・サービス産業支援課長

御指摘のとおり、結果として導入を進めることができなかった。県としては、キャッシュレスを推進するという考えの下、高い目標を掲げ、県の強い意思を示して進めたが、結果としては各店舗の経営者の考えを変えるには至らなかった。一方で、商店街訪問を通じてキャッシュレス率が8割を超える商店街が県内に90近くあることが分かり、キャッシュレス端末を活用して商店街活性化を図りたいという相談を受けている。今後は、県としてそうした取組を支援し、キャッシュレスの導入が単に決済するだけでなく商店街の活性化につながるという事例をPRすることで商店街の意識を変革する努力をしていく。

齊藤委員

県内企業デジタル人材確保支援事業も減額になっているが、これも調査不足である。事業計画を立てたにも関わらずここまで残額が多いのは、問題点があったはずである。商店街にも商工団体にとっても良い事業ではあるが、活用に至らなかったのは調査が行き届いていなかったのではないか。せつかくの良い企画で、予算も確保されていたが、事業計画自体に問題があったと考える。今後、計画の見直しや調査をしないと先へ進まないと考えるがどうか。産業労働部長に答弁を求める。

産業労働部長

予算執行が当初の計画どおり進まなかったことは真摯に反省したい。ただし、商店街DX推進事業は、国の新型コロナウイルスに係る交付金を財源とし補正予算としてスタートしたことから、計画を国へ承認してもらい次第、事業に着手する必要があった。そのため、当初予算のように事業内容を詰めた上ではなく、ある意味、走りながら実施しなければならなかったという事情も理解いただきたい。そういった背景もあり、これまでは商店街への補助制度なども、商工団体を通して周知し、手を挙げたところに対してサポートしてきたが、今回は職員が市町村職員と協力して県内全商店街を対象に訪問し実情を把握し、支援内容を伝えながら行ってきた。今後、こうしたことができるだけ起きないように反省を踏まえて対応していく。

齊藤委員

私自身、商工会連合会や各商店街からも話は聞いた。県も一生懸命努力してくれており、職員も現場に顔を見せてくれていて聞いている。しかし、最終的には結果で判断されてしまう。そのため、今回のことをしっかり反省し、次の発展につなげるよう最大限努力してほしい。また、そのために事前の調査をするなど工夫しながら頑張してほしい。
(意見)

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

平松委員

- 1 柿木浄水場耐震化事業について、実施設計の結果、耐震補強が困難と判明した施設があり、施設更新で対応した場合に事業費が約20億円不足すると説明があった。耐震補強では対応が困難ということは実施設計段階にならないと分からないものなのか。
- 2 災害時にも一日当たり100,000立方メートルの施設能力があれば足りるとのことであったが、被災時以外は現在の施設能力である160,000立方メートルを維持していくのか。

水道管理課長

- 1 当初計画ではスピードを重視し、過去の同様な工事の耐震補強を参考にして事業費を算出した。しかし、実施設計段階において施工方法等の詳細な検討などを行った結果、一部の施設においては更新対応とした方が、浄水場を停止することなく、安定した配水を継続しながら施工することが可能であることが分かり、今回の補正に至ったものである。
- 2 160,000立方メートルは、通常時に浄水場を停止することなくメンテナンスをすることができる最低限の能力であり、それを維持する。

平松委員

- 1 昨年2月に策定された第5次企業局経営5か年計画では、水需要の減少に合わせたダウンサイジングを計画しており、令和7年の第二次見直しにおいて、柿木浄水場の施設能力を120,000立方メートルに下げることになっている。今回の100,000立方メートル分の耐震化との整合性はどうなっているのか。
- 2 受水企業の意向も踏まえた上で、災害が発生した場合でも100,000立方メートルの施設能力があれば足りるとの判断に至ったとのことであったが、災害が発生したあと、受水企業が通常の活動に戻っていく際にも160,000立方メートルの処理能力が必要であるということか。そうであれば被災後も再び160,000立方メートルまで施設を復旧するということか。

水道管理課長

- 1 5か年計画では120,000立方メートルにダウンサイジングすることとしているが、柿木浄水場の現在の処理能力は1日当たり160,000立方メートルであり、40,000立方メートル分については5か年計画の中でダウンサイジングを図っていく。一方で、耐震化が予定されているのは100,000立方メートル分であるが、将来のダウンサイジングを考慮した内容となっており、受水企業の動向を見据えて将来の適切なタイミングでダウンサイジングを行い、120,000立方メートル

に下げていく予定である。

- 2 現時点ではメンテナンス等を考慮すると160,000立方メートルの処理能力が必要であるので、今後も需用に合わせて必要な補修、維持管理を行いながら継続して使用することになる。併せて、ダウンサイジングについても今後の水需要に合わせて適切なタイミングで実施していきたい。

平松委員

今後も災害がない限りは160,000立方メートルの処理能力を確保していく一方、災害時に問題になる実際に必要な水量は100,000立方メートルで足りるとのことであったが、5か年計画におけるダウンサイジングでも100,000立方メートルにするということか。

水道管理課長

現在の受水量からすると、通常時、メンテナンスを含めて必要な水量が160,000立方メートルである。一方、大きなトレンドの中では、水需要は減少傾向にあり、5か年計画を作成した際の推計に基づき、令和7年度に120,000立方メートルへダウンサイジングする計画としている。ただし、実際の水需要の変動により計画が先延ばしになる可能性もある。他方、耐震化については、実際に受水企業に配水している1日当たりの平均の水量が80,000立方メートルであることから、メンテナンスなどの最低限の容量を確保した100,000立方メートル分を対象とすることとしている。

横川委員

今後を見込むと160,000立方メートルは必要なく、6施設を耐震化して100,000立方メートルを確保すれば必要量をカバーできると考えていいのか。

水道管理課長

100,000立方メートルは被災したときに必要な量と考えているが、現時点では、平常時には、施設のメンテナンスを考えると160,000立方メートル必要である。

横川委員

160,000立方メートルの処理能力が必要であるが、被災時には100,000立方メートルしか確保できないとすると、単純に考えると、その差である60,000立方メートルをカバーする必要が生じてしまう。実際にはそうではなく必要量をカバーできるという全体像を説明いただきたい。

公営企業管理者

今回、実施設計の段階で、一部の施設に更新の必要性が判明したことを受けて、主要な受水企業と災害時における事業継続についての意見交換を行った。その結果、実際には100,000立方メートルの処理能力があれば事業継続に支障がないとの意見を踏まえ、これを確実に確保できるよう、耐震化した施設の給水規模の計画を立てたものである。他方、通常時においては現在の契約水量を供給するために必要な処理能力である160,000立方メートルについては当面の間、これを維持していかなければならない。ただし、長期的にみると水需要の減少が見込まれるため、5か年計画に基づいて順次ダウンサイジングしていくこととしている。

秋山委員

- 1 令和4年度一般会計補正予算（第10号）について、水道施設の建設費等の減により約9億円の減額が計上されているが、これは何らかの事情で工事が行えなかったと考えてよいのか。
- 2 柿木浄水場耐震化事業について、ゆくゆくはダウンサイジングをしていくとの説明があったが、耐震化しないとした残りの3施設の更新についてはどのように計画しているのか。

水道管理課長

- 1 建設費等の減の主要因は、契約差金や設計内容の見直しである。
- 2 柿木浄水場で耐震化しない3施設は、当面必要な維持管理をしながら運用していく。長期的には配水量の減少が小さければ、更新することもあるかもしれないが、当面は補修しながら延命化を図っていく。

秋山委員

3施設については、水量が減少していった場合は更新しないということも考えているのか。

水道管理課長

契約水量が減少していく段階で逐次施設能力を見直していくので、更新しないまま廃止することもあり得る。

【付託議案に対する討論】

齊藤委員

本日付託された全ての議案に対して、賛成との立場で意見を述べさせていただく。議案の説明に際しては、より丁寧な資料の配布や説明の仕方も工夫してほしい。また、当初予算は減額されることなく執行されることが理想である。事業計画の策定に当たっては、十分な調査等を行った上で、事業の対象となる人たちが満足できるような結果を導くことを期待する。
